

総合特別区域法第31条第7項に基づく
地域活性化総合特別区域の指定の解除に係る意見（案）

〔 令和3年 月 日 〕
総合特別区域推進本部決定

別添のとおり、総合特別区域法（平成23年法律第81号）第31条第9項に基づき申請のあった地域活性化総合特別区域の指定の解除について、指定を解除して差し支えない。

指定解除する地域活性化総合特区一覧

地域活性化総合特別区域の名称	指定地方公共団体の名称	地域活性化総合特別区域の範囲
森林総合産業特区	下川町	下川町の全域
和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	和歌山県	橋本市、田辺市及び新宮市並びに和歌山県伊都郡かつらぎ町、九度山町及び高野町、西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町及び串本町の全域
たたらの里山再生特区(中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦)	島根県雲南市	島根県雲南市の全域
九州アジア観光アイランド総合特区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域